

関

⑩-77

様式12

令和 7 年 12 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県古河市緑町54番33号
医療法人社団 彩英会

理事長 生垣 英之

TEL 0280-31-1217

✓



決 算 届

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 彩英会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 茨城県古河市緑町 5 4 番 3 3 号

(3) 設立認可年月日 令和 2 年 2 月 7 日

(4) 設立登記年月日 令和 2 年 3 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	生垣 英之	いけがき皮膚科 管理者
理 事	生垣 彩子	
同	生垣 卓也	
同	生垣 和子	
監 事	辻 桂子	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いけがき皮膚科	茨城県古河市緑町 5 4 番 3 3 号	0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

該当実績なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当実績なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 11月20日 令和2年度第2期の決算の承認及び役員の改選

令和 4年 9月20日 令和4年度の事業計画及び予算の承認

様式 2

法人名 医療法人社団 彩英会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県古河市緑町54番33号

財 産 目 録
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額	165,117 千円
2. 負 債 額	69,232 千円
3. 純 資 産 額	95,885 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	123,123
B 固 定 資 産	41,994
C 資 産 合 計 (A+B)	165,117
D 負 債 合 計	69,232
E 純 資 産 (C-D)	95,885

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 彩英会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県古河市緑町54番33号

貸借対照表
(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	123,123	I 流動負債	33,504
II 固定資産	41,994	II 固定負債	35,728
1 有形固定資産	26,167	負債合計	69,232
2 無形固定資産	7,361	純資産の部	
3 その他の資産	8,466	科目	金額
		I 基金	9,192
		II 積立金	86,693
		純資産合計	95,885
資産合計	165,117	負債・純資産合計	165,117

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人社団 彩英会
 所在地 茨城県古河市緑町54番33号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 彩英会
理事長 生垣 英之 殿

私は、医療法人社団 彩英会 の令和 3 年会計年度（令和 3 年 10 月 1 日 から令和 4 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 11 月 20 日

医療法人社団 彩英会
監事 辻 桂子